

〈特集〉東アジアの家事・介護をめぐる女性の域内移動——台湾の外国人  
労働者と結婚移民の事例から

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出 と華人文化圏における位置づけ

奥 島 美 夏

## Introduction: Increasing Numbers of Indonesian and Vietnamese Women in East Asia and Their Status in Chinese Society

OKUSHIMA Mika

In this special issue about migrants in the field of “domestic works” or household and caregiving work in East Asia, three articles by Asato, Yokota, and Okushima aim to analyze the background and circumstances of new faces since the 1990s, namely, the Indonesian and Vietnamese women as migrant workers and wives. These women increased not only in place with the local women who had higher position and status, but also with the Filipina workers who formerly were the dominant group and also have relatively higher education and skill level, because of their lower cost to employ and lesser claims and advocacy for their rights. Taiwan, as one of the biggest receiving countries of these migrant women, has today about 160,000 careworkers (caretakers or 監護工), chiefly consisting of the Indonesians (2007), and also 400,000 marriage migrants (大陸／外籍配偶) in total (Jan. 1987–Jul. 2007) made up mainly of Mainland Chinese and Vietnamese women. Although most of the women migrated during the last twenty years, they still encounter and suffer from traditional views and ethics of Chinese society, that is, the women are outsiders, of low status, expected to be obedient, and concurrently playing the roles of wife and domestic worker/slave. Thus the boundary between the migrant workers and marriage migrants is often unclear, too, when the domestic worker marries her employer or

her employer's family members, and the marriage migrants are obliged to work *vice versa*, because of their husbands' lower class, aging, and/or handicap. Many of the Indonesian and Vietnamese women, who have lower education and skill and little support from their home governments, have no other choice than to adapt themselves to those actual conditions. Therefore, discriminatory discourses on their characteristics, or so-called "stereo-typicalization," such as "Indonesian workers have lower skill but higher obedience and diligence" or "Vietnamese wives have fair skin and Buddhist spirit (just like us Chinese)," have become a marketing strategy, not only of the mediate agencies/brokers and national governments, but also of the women themselves. This causes a vicious circle of damping and disadvantage, which makes the Indonesian and Vietnamese women stay in their lower position and status in the receiving countries, just as we see in Taiwan.

**キーワード:** 東アジア、移民・移住労働者、家事・介護・看護、女性、インドネシア人、ベトナム人、華人文化圏

本特集は、神田外語大学異文化コミュニケーション研究所共同研究プロジェクト「東アジアの経済統合をめぐる人の移動」の初年度中間報告にあたる。収録された安里・横田・奥島の3本の論文は、各執筆者のこれまでの研究調査と、2007年8～10月に台湾・インドネシアで行なった2回の短期共同調査の成果である（本誌巻末の活動報告も参照のこと）。以下、ごく簡単に背景と論文概要を紹介したい。

## 1. 東アジアの女性の域内移動と国際圧力の高まり

経済統合の進む東アジア地域（東南アジアを含む）では、少子高齢化や女性の晩婚化・非婚化からくる人材不足を域内のASEAN諸国や中国大陆部などから補っている。特にアジアNIEsの場合、家庭内の家事・介護から、その延長上にある施設介護や看護も含む広義の再生産労働分野には、周辺諸国からの女性が流入するようになって20年以上経つ。この分野は個人宅での勤務が主流で、高い学歴や技術が要求される看護や一部の介護職をのぞけば職業としての専門化にも限界があるため、劣悪な労働環境に

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ

おかげがちである。また、「女性」で「外国人／他所者」である以外に実質的な資格要件もほとんどなく、移住労働者に限らず結婚移民や留学生・就学生など、様々な背景や入国経路をもつ人々が複合的にこの分野を埋めているのが実情だ。

再生産労働分野に早くから参入していたのは、労働力輸出大国フィリピンなどからの女性たちであった。だが、1990年代になるとインドネシアから、そして90年代末以降はベトナムからも移住労働者・結婚移民が急増した。ASEAN域内でマレーシアやタイが経済成長とともに自ら受け入れ国となる一方、インドネシアやベトナムは1980年代の経済開発政策から労働力輸出に力を入れ、次第にアジアNIEsや日本にも市場を広げてきた。これにつれて労働力市場の競争も激化し、価格割れを引き起こしたため、先住のフィリピン人労働者の一部は北米からミクロネシア諸島、香港から上海などの新たな市場へ流れたり、より専門的介護・看護職などへ転身することで差異化をはかったりしている。このように国籍集団毎の動向は異なるものの、外国家事・介護労働者の総数は確実に増えており、今日ではアジアNIEs4ヶ国（地域）に50万人の家事・介護労働者がいるという（以上、Hugo 1995, 2000; 小ヶ谷 2001; 伊藤るりほか 2005; 奥島 2005; 駒井 2006; 新美 2006; 安里 2006など）。

また、インドネシア・ベトナム人の間では、近年国際結婚や移住労働先での結婚もさかんになった。特に、台湾へは戒厳令解除後から人々が殺到して、今日までに約36万人の移住労働者に加え、中国大陸・東南アジアを中心に累計40万人以上の外国籍・外国人配偶者が数えられている（1987年1月～2007年7月分、内政部入出国及移民署2007a）（写真1）。その他、香港・韓国・シンガポールなどへも農村部や下層労働者を中心に、夥しい人数が流入している。

今日、こうした女性移民・移住労働者の域内移動が定着する反面、アジア通貨危機や米国同時多発テロをきっかけに資格外就労や人身売買に対する国際圧力も高まっている。東アジアの受け入れ諸国でも近年は入管・雇用体系の見直しが進められている。台湾や香港、シンガポールなどは、2000年前後から国民の雇用対策や外交手段として外国人労働者の受け入



写真1 1990年代から台湾各地の駅・バスターミナル周辺に形成された多国籍街。フィリピン・スーパー や インドネシア料理店、東南アジア各国の銀行送金所などがひしめく(2007年10月、桃園)

れ規制・一時凍結を実施しており、マレーシアも2002年の入管法改正と同時に資格外就労者の大量送還にふみきった。日本や韓国も単純労働者に門戸を閉ざし、外国人研修生や資格外就労者という形で採用してきたが、韓国は2004年に資格外就労者18.4万人を合法化して雇用許可制を導入した。日本も20年ぶりの大々的な入管法改正の一環として研修制度を見直すとともに、経済連携協定(EPA)を通じた外国人看護師・介護福祉士候補の受け入れを決定したところである(以上、奥島2005、2007; 黃・葉・李2006; 宣2005、2007a)。

このような情勢下で、外国人研修生や資格外就労者を含む従来の単純労働者は厳しく規制され、将来的には留学生やIT技師・医療従事者などの高度人材が優先的に受け入れられ、労働力の国際分業体制も模索されることになろう。そのとき懸念されるのは、上記の女性移民・移住労働者がどのように専門職へ転身しうるのか、その一方でとり残された人々がますます劣悪な労働・生活環境に追いやられてゆくのをどのように予防し、底上げ

序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ  
してゆくかである。この点については4節で再び触れる。

## 2. 急増するインドネシア・ベトナム女性——移住労働と国際結婚のブーム

今や東アジアにおける移民・移住労働者の主要送出国となったインドネシアは、1980年代の中東の石油景気から順調に移住労働者の送出規模を拡大し、テロ事件後は欧米・台湾・マレーシア・シンガポールなどの入管規制で一時期打撃を被ったものの、現在はアジア・中東を中心に労働移住省／海外労働者派遣・保護庁だけで年間70万人近く（2007年）を送り出している（奥島2007；BNP2TKI2008）。また、1990年代にジャカルタなどの首都圏へ台湾や韓国の企業が進出するようになると、駐在員と結婚する女性も増え、さらには台湾や韓国への結婚斡旋業者も登場した。現在、台湾には把握されているだけでも累計2.6万人近くのインドネシア人妻たちがいる（内政部入出国及移民署2007a）。

ベトナムの労働力輸出はインドネシアより小規模であるが、1986年からドイモイ政策（Đổi Mới＝「刷新」）下で市場経済化・対外開放政策を採用し、まず社会主义諸国を中心に熟練工を、その後東欧諸国が政権崩壊に至ると、代わって東・東南アジアへの単純労働者や研修生を送り出した。2006年は台湾やマレーシアを中心に年間7.5万人に達している（新美2006；遠藤2008）。ただし、インドネシアと同様、大手顧客であった台湾・マレーシアの受け入れ凍結・入管法改正は痛手となり、特に台湾は2005年から現在まで凍結を続け（フォーマル部門・直接雇用をのぞく）、斡旋料・国税が高額すぎて逃亡率の高いベトナム人家事・介護労働者の送出制度改善を要求している。このように労働力輸出の整備が遅れていることもあって、ベトナム人には結婚移民が多い。その数はインドネシア人を上回り、台湾では累計約7.7万人（内政部入出国及移民署2007a）、韓国でも中国人妻に次いで多く、2005年は5,822人、2007年は9,812人が婚入したという（宣2007b；朝鮮日報2007）（写真2）。台湾・韓国とも斡旋企業の仲介が主流で、農漁村部に集中しているため、数年前からベトナムの女性団体や政府が抗議表明を始めている。

とはいって、両国とも永住者を含めた海外在住者700万人といわれるフィ



写真2 ベトナム人女性との結婚斡旋をする企業の看板(2007年10月、桃園)

リピンにはまだ及ばず、英語圏でも漢語圏でもないため語学力の障壁も多い。不十分な知識や送出制度の不備から、詐欺、斡旋料の水増し要求、給与のピンハネ・不払い、違法な職場への派遣、売春の強要など、様々な危険にもさらされる。それでも、欧米とのコネクションが弱かったインドネシア人やベトナム人の目には、距離的に近く、日本や台湾など世界的に通貨力の高い国もある東アジアは魅力的な渡航先と映る。彼／彼女らの母国では、中産階層も近年増えてきたとはいえ、全体からみれば気軽に留学や海外旅行ができる者はほんの一握りにすぎない。移住労働や国際結婚は経済的逼迫の解決策にとどまらず、てっとり早く海外へ行くための手段ともなっているのだ。

序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ

表1 台湾の在留外国人統計(2006年)

国籍／人	総計：428,240人		ベトナム：104,807人		タイ：96,647人		インドネシア：89,916人		フィリピン：86,628人	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総 計	156,559	271,681	13,185	91,622	76,476	20,171	9,663	80,253	27,611	59,017
単純労働者	120,637	185,781	12,613	44,853	73,247	14,471	7,995	70,747	26,763	55,676
家 事	0	64,262	0	43,209	0	4,188	0	7,235	0	2,545
留学・就学	7,840	7,248	368	291	272	401	872	1,041	65	44

【注】単純労働者＝公務員・教員・船員などの専門職を含まない「外籍勞工」、家事＝外籍配偶偶者で帰化した者などを除く  
出典：内政部入出国及移民署(2007b)

こうして、インドネシアやベトナムから大量の移住労働者と結婚移民が、ほぼ同時期に東アジアに流出することになった。特に、大半の家事・介護職は高度な技能が不要なため、当事者の女性だけでなくその斡旋企業や受け入れ社会も含めて、各自の都合や入管制度に応じて柔軟に入国方法や就労形態を選択しやすいという実情がある。その結果、移住労働、国際結婚、その他各種の査証とステータスをもった外国人女性が共存し、移住労働者が現地民と結婚したり、結婚移民が離婚して自力で働き続けたりするといった現象も頻繁にみられるようになったのである。移住労働者・結婚移民ともに受け入れ大国となった台湾では、留学生・就学生などにも前者の通訳・生活指導員として斡旋企業などに雇われたり、結婚の機会を探す者が多いという(表1)。<sup>1)</sup> この移民・移住労働者の多層性については本特集の安里論文がより詳しく解説し、彼女たちの層間移動は横田と奥島の論文でとりあげるベトナム人およびインドネシア人の事例にもみられる。

ただし、先のように2000年頃からは受け入れ諸国の入管規制が厳しくなり、台湾でも資格外就労者だけでなく単純労働者や結婚移民の資格審査が厳しくなった。2001年頃から移住労働者の待遇改善が進められて雇用主や斡旋企業の審査も厳格化し、結婚移民についても2004年から面接審査によって入国情数が大幅に制限された他、2007年には社会統合政策も含めた包括的所轄として内政部入出國及移民署を開設された(写真3)。また、こうした国際圧力を受けて、それまで安価な労働力を「売り」とし、資格外就労や国際結婚の斡旋にも黙認の立場をとってきた送出諸国も、制度改革にとり組まざるをえなくなった。インドネシアは2004年に移住労働者保護憲法を制定し、固定斡旋料や銀行債務制度を導入して出国諸経費の透明化や給与是正に努めている。また、ベトナムも台湾の自国労働者への課税を12%から8%に引き下げ、インドネシアと類似の制度を導入することも検討中であるという。現在、台湾におけるインドネシア人労働者の給与条件は着実に是正されつつあり、この銀行債務を通じた新制度は香港、マレーシア、中東などにも導入された。だが、斡旋企業や雇用主の抵抗も強いため改革の徹底には時間がかかり、また長時間拘束や雇用主側の評価の低下など新たな問題も引き起こしている。これらの新局面については奥島

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ



**写真3** 2007年から開設した内政部入出國及移民署は、3億新台湾ドル／年（約10億円）の予算を計上し、10年間にわたって外国籍配偶者及びその家族の生活指導、台湾社会の多文化教育などをめざす（2007年8月、台北）

論文で報告しよう。

### 3. 女性・容姿・従順・勤勉——弱者としての送出戦略と華人文化圏における位置づけ

さて、ここで上記の移住労働者・結婚移民に最低限要件づけられている「女性」と「外国人」について考えてみよう。移民・移住労働者の選定や受け入れ人数は、基本的に二国間の通貨力格差や物理的距離によるコスト、そして外交関係、人口ストック、語学力・技術などによって概ね決定される。だが、文化人類学や社会学のなど研究関心は、(1)「女性」あるいは「インドネシア人」「ベトナム人」のように、特定の属性や民族・文化的要素を共有する集団がなぜ選択され、多数受け入れられるようになったのか、(2)彼女らはどのような戦略や手段をもって入国し、目標を達成するのか、またはできないのか、といったより微細な次元にも及ぶ。

というのも、まず(1)についてはインドネシアやフィリピンの国内には

家事・介護・看護とも比較的男性労働者がいるのに、移住労働となるとほぼ女性に限定されてしまう。また、移住労働者や結婚移民の雇用主や斡旋企業、現地配偶者の間では、「フィリピン人は英語が得意で技術も高い」「インドネシア人は従順で勤勉だ」「ベトナム人は色白で仏教徒なので中国人と気がある」など、技能や気質にみられる傾向を当事者の国民性か民族文化に帰す言説が流布し、ひいては国籍毎の労働条件の格差を正当化することさえあるからである。

これらの言説には、確かにある程度の客觀性を含むものもある。例えば、労働力輸出を国策とするフィリピンは学歴・技能とも高い人材を多数送り出し、インドネシア人やベトナム人の水準とはかなり差がある。インドネシア人の主要民族で、国内外への出稼ぎがさかんなジャワ民族も婉曲表現を好み、オランダ植民地時代から使役や強制労働にも馴らされているので、相対的に従順で勤勉な傾向があるかもしれない。しかし、多層をなす東アジアの移民・移住労働者は出身地域・経済階層・宗教なども様々で、特にインドネシアやフィリピンのような多島国家では地域やムラが違えば民族性も大きく異なる。そして気質に至っては個人差も激しいはずなのに、なぜ上記のような画一的な特徴が表われるのだろうか。

このようにつきつめてゆくと、結局こうした言説の多くは、実際の属性や民族文化に基づくというより、多分に受け入れ側の現地事情や労務管理の便宜、そして送り出し事情に左右されていることがわかる。この種の言説の対象となる性別・容姿・気質などは、語学力や技術などの付加価値、またはそれに代わる長所として強調され、また受け入れ側の需要に応じて選別され訓練された結果なのだ。したがって、この過程には当事者の女性たちより以前に、雇用主・配偶者などとその斡旋企業、ひいては送り出しを奨励する政府、その他の関係機関などが介在し、操作しているのである(奥島 2007)。こうして、移民・移住労働者の全体傾向の一部を捉えた言説が普及するにつれ、それが長所や肯定的側面として語られる限り、移民・移住労働者本人までがそれを自らの美德、あるいは現地社会に受け入れられる理由として受けとめ、語り始めるようになる。つまり、性別・容姿・気質などの特徴が再生産され、標準化されてゆくのである。

### 3-1. 「女性」に関する言説と受け入れ社会における文脈

東アジアの家事・介護・看護分野で最も代表的な言説は、「女性」「容姿」「従順さ」「勤勉さ」の4つだろう。最初の「女性」は入国の最低資格要件でもあり、その他は強いていえば「外国人／他所者」としての特定の容姿や気質で、しばしば「エスニシティ」と呼ばれる要素である。まず、生得的な属性で変更不可能な「女性」から検討してみると、再生産労働は当然「女性に属する仕事」であり、女性の方が男性より家事・介護の技能も高いという語りすらある。だが、すでに述べたように東南アジアには男性労働者も比較的おり、絶対に不可能な仕事があるとすれば出産くらいのものだ。では、実際はなぜ「女性」なのかを考えると、まず個人宅勤務で長時間拘束も多い移住労働では、女性の方がどちらかといえば耐性があり、主婦や子供と長い時間をすごすので雇用主側も安心できるという労務管理上の理由がある。また、訓練・投資を充実化させて介護労働者のステータスを高めようとする欧米でも、訓練費・時間を節約するため日常生活の介助や対人関係的ケアを「女性の天性／家庭内の経験」とみなす市場経済の制約を受けている（例えば久場 2007: 159–162）。さらには受け入れ国固有の事情もあり、例えば中東のイスラーム諸国では主婦や子供と同じ家で暮らすのは女性でなければならない（奥島 2007: 65）。

東アジアの場合、女性移民・移住労働者のおかれる社会的文脈はさらに複雑になる。男児偏重と女性の地位の低さ、それゆえの不均衡な男女人口、祖先祭祀や敬老・家族形成の重視、そして女性を外部から調達するための市場など、漢語圏・儒教圏で培われた長い歴史も関係してくるためである。男児偏重と男女不均衡の際たる見本は、表2のように男性人口が女性に比べて4千万人も多い中国であるが、そこまで極端でないにせよ台湾では50万人、シンガポールは10.8万人、韓国も18.1万人と今日まで顕著な差がみられる。台湾の数値は外国籍者も含めているが、当時の在留外国人数は40万人弱で男女比も4対6から3対7の間なので、それを差し引いても男性の方が多い。また、女性が14.7万人も多い香港も、表の注3のように外国籍者37万人を含んでおり、その大半は家事・介護労働に従事するフィリピン人（14.4万人）やインドネシア人（5.5万人）などの女性で

表2 東アジア諸国の国別男女人口

単位：千人

国／年		中国(2000)		台湾(2000)		香港(2001)		シンガポール(2000)		韓国(2000)	
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	女性
人 数	640,276	602,276	11,334	10,893	3,285	3,432	2,062	1,956	23,159	22,978	
国／年	フィリピン(2000)	インドネシア(2000)	ベトナム(1999)		タイ(2000)		日本(2005)				
性別	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	女性
人 数	38,524	37,980	103,417	102,847	37,469	38,854	29,850	30,767	62,349	65,419	

【注】1: 中国は台湾・香港・澳門を除く

2: 台湾・香港・日本・フィリピンは常住人口

3: 香港は外国籍者37万人(フィリピン14.4万、インドネシア5.5万など)、韓国は15.1万人(中国5.6万など)、フィリピンは391.2万人、日本は155.6万人を含む

出典: 総務省統計局(2008: 33-34, 52)

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ

ある。したがって、単純計算だが 37 万人を差し引けば 22.3 万人、フィリピン人・インドネシア人だけを引いても 5.3 万人男性が多いことになる。韓国も先のように国際結婚で外国籍女性が急増しているので、外国籍者 15.1 万人のかなりの割合を占め、実際は男性人口がさらに多くなると思われる。<sup>2)</sup>

こうした国々では女性の若年結婚、幼少時からの婚約・養取、内縁の妻・家内労働者など複数女性との婚姻習慣といった様々な婚姻形態もみられる。特に中国人／華人（以下「華人」とする）の場合、家・財産の相続権がない「他所者」である女性は地位も全般に低く、正妻・内妻・家内労働者などの明確な境界も曖昧である（李 1943；Wolf 1980；Watson 1991；東 1994；奥田・宇田川 1997 など）。中でも内妻や、婚約者・養女だが成人するまで男性配偶者候補の家で事実上の家内労働者となる例（「童養媳」〈tongyangxi、中国〉、「妹仔」〈mujai、広東〉など）は売買婚としての側面が強く、少なくとも一部は歴史を通じて労働者や債務奴隸と同じく人身売買市場に組み込まれていたとみられる（Watson 1991: 234–238）。これらの婚姻は、中国の社会主義化や香港の西洋化について禁じられたが、実際はその後も中国農村部や沿岸島嶼部（台湾、ボルネオ島など）などで非公式に、あるいは市場経済によってむしろ正当化されながら、「労働力兼出産者としての女性売買」が維持されてきたのである（秋山 1991: 228–235；Wong 2004: 83–85 など）。筆者もたまたま共同調査中に出会ったインドネシア人たちに、国際結婚ブームのはるか以前から台湾への断続的な婚入や人身売買の波があり、1980 年代に入っても台湾農村部へ売られてきた女性たちがいたことを聞いて、少なからず衝撃を受けた（表 3）。

これらの習慣や価値観は時代や地域毎の偏差も大きく、また外国人労働者は現代国家の制度下で導入された別個の存在であるはずだが、台湾において形を変えながら水面下に生き続ける価値観が、新たな「他所者」として外国人女性たちを位置づけていることが、本特集でも報告されている。安里によれば、近代化や少子高齢化の進行について台湾の家族形態も大きく変容しつつある一方で、「親孝行」や男子相続といった旧来の価値観に沿うため家族介護や家族そのものを維持しようとする人々が、老人や障碍

表3 インドネシア人妻たちの出身・来台時期・婚姻形態などの変遷(2007年現地調査より)

No.	出身地域／民族	来台時期	居住地域	台湾人配偶者の属性／本人の属性／結婚形態
〈1965年：インドネシア9月30日クーデター、77年：自由アチエ運動(GAM)の独立宣言などで、華人の集団帰国・移住ラッシュ〉				
1	ジャカルタ／華人	1967年頃	台中	外省人／60歳代／n.d.
2	バンダ・アチエ／客家	1977年頃	台北	客家／政治難民として集団で來台／集団結婚
3	マナド／ミナハサ	1980年前後	台北	n.d.／マナド華人と結婚し、後に台湾人と再婚／知人の紹介
4	ジャカルタ／華人	1980年頃	台中	客家／50歳前後、集団で來台／外省人・農夫向け売買婚
5	シンガーソン／華人	1985年前後	桃園	n.d.／台湾人と再婚、息子の妻もポンティアック出身の華人／n.d.
〈1987年：台灣戒嚴令撤廃、出入国が容易になる〉				
6	ジャカルタ／華人	1988-90年頃	桃園	n.d.／家族ぐるみの移住、身内にインドネシア公館勤務者あり／n.d.
7	ポンティアナック→ジャカルタ／潮州	1990年頃	台中	n.d.／40代、インドネシア雑貨店兼食堂を経営／パリで見合い
〈1990年代前半：李登輝政権下で南向政策、インドネシア人の台灣婚入ラッシュが開始〉				
8	ポンティアナック／潮州	1994年	雲林	伝統工芸師／40代、もと旅行会社社員／ポンティアナックで集団見合い
9	メダン／華人	1995年頃	桃園	コック／海外勤務経験あり、桃園初のインドネシア食堂開店／30代／メダンで見合い
10	メダン／華人	2000年	豊原	無職で酒酔が悪い／30代、インドネシア雑貨店兼食堂で勤務／メダンで集団見合い
11	タンゲラン／華人	2000年頃	n.d.	農夫／もと移住労働者、台灣勤務中に婚約して再入国／恋愛
12	ポンティアナック／華人	2000-03年頃	台中	客家／インドネシア雑貨店兼食堂で勤務／パリで見合い
13	ポンティアナック／華人	同上	台中	客家／インドネシア雑貨店兼食堂で勤務／結婚斡旋業者の紹介
14	シェンタン／華人	同上	台中	客家／10代で婚入／結婚斡旋業者の紹介
15	シンガーソン／客家	2005年	台中	客家でビンゴウ売り／10代で婚入、兄姉も移住労働・国際結婚／結婚斡旋業者の紹介
16	ポンティアナック／客家	2007年	台中	聾哑者／10代で婚入、離婚／ポンティアナックで集団見合い

【注】1: 回答者4、7、15は廣田祥子氏の紹介に負っている。

2: バンダ・アチエ=ナシグロ・アチエ・ダルサラーム州都、マナド=北スマトラ州都、シンガーソン=北スラウェシ州都、シンカワソン・ポンティアナック(州都)・シェンタン=いずれも西カリマンタン州の代表的華人コミュニティ、タンゲラン=バンテン州(ジャカルタ北部郊外)の代表的華人コミュニティ、メダン=北スマトラ州都

3: 「華人」は下位民族や使用方言に明確な認識がなく、自己申告に基づくものも含む。また「客家」「潮州」も両親ともも属すとは限らず、家族の使用方言などに基づいて回答した場合などを含む

4: 回答者7以下にみる「見合い」は、「結婚斡旋業者の紹介」「集団見合い」と同様に斡旋業者が有料の仲介人(親族・友人など)を通していると思われる

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ

者、外省人（中国大陆の軍人）の世話にあたってしばしば外国人家事・介護労働者や結婚移民を選択するという。<sup>3)</sup> また横田は、もともと漢族の婚姻形態には「門当戸対」（階層内婚の理念）や内妻・童養媳などを「買う」習慣があったため、現在の結婚移民が農村部や低階層における嫁不足の解消手段となりやすく、さらには配偶者やその家族に所有観念や差別感ももたせる側面を指摘している。こうした多義的で境界の曖昧な女性観や所有観・差別感は、住み込みの外国人家事・介護労働者に対しても、粗暴な態度や差別・虐待、あるいは求婚などといった形で表われるようだ。現地女性の地位が向上しても、家事・介護を肩代わりする移民・移住労働者はやはり「女性」でなければならず、政府に最低限の人権保護を約束されはしたもの、ひとたび現地社会に入れば否応なしにその文脈にあてはめられ、価値観を押しつけられているのである。

以上から、「女性」でなければならないのは生得的な優越でなく、受け入れ社会と斡旋企業の都合によるもので、属性を資格要件とすり替えるカラクリがわかつただろう。華人文化圏における「女性」はもともと「他所者／外国人」でもあり、家内労働者から主婦へ、あるいは主婦から家内労働者への層間移動も可能な存在とみなす傾向も根強く残っている。もちろん、移民・移住労働者とて一方的に利用され、翻弄されているだけではない。逆にそうした価値観に乗じて「女性」の特権を活かし、外貨や定住・永住権などを手に入れようとする者も多い。これが上記(2)の入国や目的達成のための基本戦略にあたる。

### 3-2. 「容姿」と「気質」にみる選別と事前研修

では次に、インドネシア人やベトナム人についてよく指摘される「容姿」「従順さ」「勤勉さ」を考えてみよう。「容姿」とは美貌も含むが、それ以前に肌や髪の色、身長、体格などの表面的特徴も含めた広義においてである。これは結婚相手に限らず、個人宅で共に暮らす移住労働者でも肌や髪の色が同じであり、身長や体格も雇用主一家や周囲の人間と著しく異なる方が安心感を与えると考えられているからである。台湾の東南アジア系配偶者で最も多いベトナム人は、先のように好まれる理由として「色

白で佛教徒で華人に近い」「(台湾人男性からみて) 美人である」ことがよくあげられる。次に多いインドネシア人妻も華人そのものを中心としており(表3も参照)、国際結婚以前から台湾や香港などとの通婚ネットワークがあったことと併せて多数流入する要因となったことをうかがわせる。また、看護・介護現場でもこの点はある程度考慮されており、例えば北米では被介護者の出身国・民族によって異なる接し方が必要であると認識し、当人に担当者を選ばせる施設もある(安里・牧田2007)。

しかしながら、こうした問題もやはり当事者女性の技能や経済力などの有無との兼ね合いで、最終的には「女性」と同じく労務管理やコストの便宜に帰するところが大きい。例えば、インドネシア人やベトナム人女性も母国との通貨力格差がない国へこぞって嫁ぎはしないし、彼女たちの母国の通貨力が上がれば配偶者側は斡旋料などの経費を負担しきれなくなる。看護・介護でも、現地民と同等かより優れた技術やコミュニケーション能力をもつ移住労働者であれば、現地の被介護者の心理的抵抗を解消する余地は十分あるし、国籍・出身民族を理由とした労働条件の差別に抗議・交渉できる可能性も高くなる。つまり、実力主義の場になるほど移民・移住労働者は各自の技能、知識、経験、資力などによって自由競争をすることになり、表面的な特徴や同質性を強調するのは送出あるいは受け入れ側の事情、すなわち実力不足を補足・代替したり、経費を節約するためなのである。特にフィリピン人と常に比べられるインドネシア・ベトナム女性にとっては、受け入れ側がしばしば強い劣悪な環境やダンピング(例えば小ヶ谷2001; 安里2004など)に対抗するための苦しい戦略となる。

上記の「女性」と同様に、受け入れ側の先入観や好み、心情などに応じようとする消極的戦略は、「従順さ」「勤勉さ」でさらに明白に表われる。奥島論文で報告するように、フィリピン人労働者より語学力や技術で劣る傾向にあるインドネシア人は、全般にどの受け入れ国でも「おとなしくて真面目だ」「劣悪な労働環境にも耐えてよく働く」といった性格や勤務姿勢が評価される。だが、それは本来の民族性というより、フィリピンなどと競合し、市場を確保するために劣悪な労働条件でも送り出さねばならない斡旋企業や政府が、移住労働者候補に徹底した事前研修を施した結果な

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ

のである。その過程で身につける行動様式は確かにある程度評価されるが、高い学歴や技能が要求される職種では所詮補足的要素にすぎず、職を得られないか、労働条件を差別化されてしまう。国際結婚の場合はより非公式にではあるが、やはり類似の事前研修や指導を行なう斡旋企業もあるという。横田論文でも、台湾人男性が「ベトナムは…とても貧しく、ベトナム人女性も「農村出身の純粋な子たち」なので「苦労に耐えられるし、物質的欲求も少ない」とか、「ベトナムの生活はまるで1960年代の台湾の田舎の生活そのもの」だから「結婚した」などと発言している。ここにも農村の重労働や質素な生活にも文句をいわず、仕事に励んで夫を助ける「従順さ」や「勤勉さ」などへの期待がみてとれるだろう。

注意せねばならないのは、以上の属性や「エスニシティ」を移民・移住労働者までが本質的長所ないし美德と思い込み、積極的に採り入れ再生産しようとすることだ。筆者も日本や台湾、マレーシアなどで、しばしばインドネシア人が自ら「インドネシア人労働者が雇用主に気に入られるのは、よくということを聞いてがんばっているからだ」「私たちは○○人と違って仕事を選り好みしない」などというのを耳にする。だが、このような努力は斡旋企業や雇用主の意中に陥ることにもなり、本来の権利主張がしにくくなるばかりか、進んで放棄することにもなりかねない。受身の戦略には所詮限界があり、最終的には個々人の才覚や人間性、そして努力にまさる長所はないこと、だから国籍・民族などに基づく差別の構造に対して声をあげることが重要であることを理解する必要がある。実際、2節でみたように台湾－インドネシアの二国間制度改革を発端として、フィリピン人より劣る労働条件にあったインドネシア人の処遇は各国で徐々に改善され、それについて雇用主の「従順で勤勉だ」という評価も揺らぎ始めて従来の送出戦略が限界に来ている。それだけに、女性移民・移住労働者の意識改革と全体水準の底上げが急務となるのである。

### 4. 今後の課題——熟練／非熟練労働の二極分化、看護・介護職の細分化

最後に、東アジアの女性移民・移住労働者にも、近年はより高技術・好条件の職へ転身するなどの積極的な戦略がみられるようになったことをつ

け加えておこう。

インドネシアやベトナムなどからの移住労働者が家事・介護分野に進出した結果、先住のフィリピン人労働者の一部が先進諸国へのより専門的な介護 (caregiver, careworker など)・看護職へ転身していることは第1節で触れた。また、最近は「乳母 (nanny)」や「家庭教師 (governess)」など、幼児・児童介護に加えて教育・生活指導も要求される、より高度な職業も流行している。これらもフィリピン人などが先駆けだが、奥島論文で述べるようにインドネシア人も少数ながら北米や香港などへ送り出され始め、インドネシア国内の中産階層でも需要が伸びているという。さらに、フィリピンとインドネシアは日本との経済連携協定を通じて看護師・介護福祉士候補も送り出すことが決まり、早くも専門学校や斡旋企業で講習が開設されるなど話題を呼んでいる。結婚移民の方はさらなる調査が必要だが、台湾では2003年の就業服務法の改正で結婚移民の就労が自由になり(竹下2004: 31-32)、現在は移民署や自治体政府社会局、NGOなど複数の所轄・機関で洋裁・理髪・調理・介護などの職業訓練も行なわれているという。

以上のようにして、中東やシンガポール、マレーシアなどから始まった初期の家事労働者や、介護労働者の中では資格要件の低い台湾や香港の介護労働者、そしてより専門的な介護・看護労働者や乳母・家庭教師など、東アジアの女性移民・移住労働者の職種はますます細分化され、錯綜している。懸念されるのは、それについて移住労働者全体の技能や知識が底上げされる前に、熟練／非熟練労働の二極分化をおこす可能性である。その場合、非熟練労働分野にとり残された人々はますます劣悪な労働環境へと追いやられてゆく危険もある。また、多くの送り出し国は国内に介護職を本来もたず、介護を一部兼務してきた看護職の資格要件・制度の整備も遅れている一方で、同じ介護職でも受け入れ国の需要にあわせた専門教育課程や事前研修の細分化が進んでおり、国内外の政策のすりあわせと全体的な水準引き上げが課題となっている。さらに、フィリピンにみるような医療従事者などの人材流出も将来は問題となろう。

いずれにしても、めまぐるしく変化している各国の政策・制度とあわせて今後の経過観察が必要である。日本でも将来の介護人材の模索として、

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ

経済連携協定による受け入れのみでなく、日本人配偶者や日系人のヘルパー・介護福祉士、就学生の資格外活動の利用など、多層・多国籍からなる人々を充当する方向で議論されている（例えば黒羽 2005a、2005b； NHK 教育テレビ福祉ネットワーク 2007； 読売新聞 2007； Okushima 2007）。台湾を含めた周辺諸国の事例を手本、あるいは反面教師として、今後の制度整備や社会統合に向けた研究調査が必須となるだろう。

### 謝辞

今年度の共同現地調査では下記の方々・機関に多大なご協力・ご支援をいただいた。ここに改めて深く御礼申し上げる（五十音順）。

アトマ・ジャヤ大学医学部および付属病院 (Univ. & RS Atma Jaya)、アバ・ラブ教会回診団 (Abba Love)、吾非奴氏、インド・シャーリー店 (Toko Indo Shirley)、インドネシア国家看護師協会 (PPNI)、インドネシア社会省介護およびリハビリテーション局 (Dijen PRS, Depsol)、インドネシア純福音教団 (IFGF-GISI)、インドネシア保健省専門職・海外医療人材養成センター (Puspranakes, Depkes)、インドネシア労働移住省および海外労働者派遣・保護庁 (Depnakertrans & BNP2TKI)、Wilem 氏および Jimmy 氏、植野弘子先生（東洋大学）、カルヤ・カシ老人ホーム (PSTW Karya Kasih)、台湾教育部国際文教處、行政院大陸委員會法政處、行政院勞工委員會職業訓練局、国際厚生事業団 (JICWELS)、在インドネシア日本大使館、在台インドネシア人ムスリム留学生協会、(財)伊甸社會福利基金會、(財)台北市婦女救援社會福利事業基金會、(財)台灣省天主教會新竹教區、在日本インドネシア共和国大使館、清水麗氏（国士館大学）、(社)台中県東勢鎮愛郷協進會、(社)台北市社區銀髮族服務協會、聖カロルス看護単科大学 (STIKes Sint Carolus)、駐台北印尼經濟貿易代表處および付属シェルターハウス (KDEI & Shelterhouses)、駐台北越南經濟文化辦事處 (VECOT)、Teddy 氏、内政部入出國及移民署、バクティ・プラタマ老人ホーム (PSTW Bhakti Putra Pratama)、ビナワン看護単科大学 (STIKes Binawan)、林麗英氏（龍谷大学大学院）、和田純先生（神田外語大学）、そして台湾・インドネシアでお世話になった全ての移住労働者・結婚移民・医学生・看護学生とそのご家族の皆様

### 注

- 1) 表 1 の 2006 年のインドネシア人留学生・就学生 1,913 人は、全体の 3 割近くを占めるマレーシア人 (4,292 人) に次いで第 2 位 (13% 弱) であった。
- 2) 韓国統計庁 (2007) によれば、国際結婚は 2003 年から著しく増加し、04 年に

## 異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

は全結婚件数の1割をこえ、06年末は11.9%であった(39,690件)。中でも外国人女性との結婚は01年から増えており、03年以降は7割をこえている。06年末は76.1%(30,208件)であった。ただし、中国人については男性が韓国人女性と結婚する数も比較的多い。

3) その実例として、移民署開設以前から結婚移民の代表的支援団体として活躍している財団法人エデン社会福利基金会も、創立当初は老人・身体障碍者支援を行なっていたが、近年彼らにベトナムなどの外国籍配偶者が急増したため、急遽支援対象を広げたという(本特集の横田論文も参照のこと)。

### 参考文献

- 秋山洋子 編訳(1991)『中国女性——家・仕事・性』東方書店。
- 安里和晃(2004)「台湾における外国人家事・介護労働者の処遇について——制度の検討と運用上の問題点」『龍谷大学経済学論集』43-5号、1-28頁。
- (2006)「東アジアにおける家事労働の国際商品化とインドネシア人労働者の位置づけ」『異文化コミュニケーション研究所』18号、1-34頁。
- ・牧田幸文(2007)「介護労働市場とエスニシティ——アメリカ・カリフォルニア州の事例から」久場嬉子 編『介護・家事労働者の国際移動——エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社。
- 東 美晴(1994)「童養媳再考——上海郊外農村の事例から」『現代中国』68号、110-120頁。
- 伊藤るり ほか(2005)「いかにして『ケア上手なフィリピン人』はつくられるか?——ケアギバーと再生産労働の『国際商品』化」『F-Gens Journal』3号、269-278頁。
- NHK教育テレビ福祉ネットワーク(2007)「フィリピン人介護士がやって来る」(4月3日放映)。
- 遠藤 聰(2008)「東南アジアの海外労働者問題と外国人労働者問題——フィリピン・ベトナム・シンガポールの事例」国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査報告書『人口減少社会の外国人問題』、269-274頁
- 小ヶ谷千穂(2001)「国際労働移動とジェンダー——アジアにおける移住家事労働者の組織活動をめぐって」、梶田孝道 編『講座・社会変動(7) 国際化とアイデンティティ』ミネルヴァ書房、121-147頁。
- 奥島美夏(2005)「特集にあたって——インドネシア人労働者の国際動向と日本の雇用構造における位置づけ」『異文化コミュニケーション研究』(神田外語大学)17号、1-47頁。
- (2007)「インドネシア人労働者の来日背景——送り出し政策と斡旋企業がつくる『エスニシティ』」『アジア遊学』104号、56-67頁。
- 奥田安弘・宇田川幸則(1997)「童養媳(トンヤンシー)——中国婚姻法の一断面」

## 序説 インドネシア・ベトナム女性の海外進出と華人文化圏における位置づけ

- 山畠正男先生・五十嵐清先生・藪重夫先生古希記念論文集刊行発起人 編『民法と比較法学の諸相 II』信山社。
- 落合恵美子・山根真理・宮坂靖子 編(2007)『双書ジェンダー分析 15 アジアの家族とジェンダー』勁草書房。
- 川村千鶴子・宣元錫 編(2007)『異文化間介護と多文化共生——誰が介護を担うのか』明石書店。
- 韓国統計庁(2007) 結婚者統計(New Releases No. 639) <http://www.nso-go.kr>(2008年1月20日検索)。
- 久場嬉子 編(2007)『介護・家事労働者の国際移動——エスニシティ・ジェンダー・ケア労働の交差』日本評論社。
- 黒羽義典(2005a)「FTA合意で加速する介護人材交流——フィリピン人ヘルパー講座に通ってみた」『月刊シニアビジネスマーケット』7月号、52-55頁。
- (2005b)「地域医療・介護と海外人材育成に取り組む奈良東病院」『月刊シニアビジネスマーケット』7月号、56-59頁
- 黄政儀・葉春淵・李家銘(2006)「外勞政策調整之經濟分析——可計算一般均衡模型之應用」『台灣銀行季刊』57-2期、190-217頁。
- 駒井 洋(2006)「第3章 研修生・技能実習生——ベトナム人を事例として」『グローバル化時代の日本型多文化共生社会』明石書店。
- 宣 元錫(2005)「韓国における非専門職外国人労働者受け入れ政策の大転換——『雇用許可制』の導入:『研修生』から『労働者』へ」科研基盤B「労働市場の情報化・サービス化と外国人労働者の就労に関する実証的な研究」(代表: 依光正哲教授・一つ橋大学、2005~08年度) 報告書。
- (2007a)「看護・介護分野の外国人受け入れ政策とその課題」川村千鶴子・宣元錫 編『異文化間介護と多文化共生——誰が介護を担うのか』明石書店、72-115頁。
- (2007b)「韓国の移住外国人と外国人政策の展開」科研基盤B「労働市場の情報化・サービス化と外国人労働者の就労に関する実証的な研究」(代表: 依光正哲教授・一つ橋大学、2005~08年度) 報告書。
- 総務省統計局 編(2008)『世界の統計 2008』総務省。
- 竹下修子(2004)『国際結婚の諸相』学文社。
- 朝鮮日報(2007)「韓国の新婚カップル、8組に1組が国際結婚」(4月16日) <http://www.chousunonline.com/article/20070416000042>(2008年3月29日検索)。
- 内政部入出国及移民署(2007a)「各県市外籍配偶人数按国籍分与大陸(含港澳)配偶人数」(内部統計資料)。
- (2007b)「外僑居留人数按国籍及職業分 民國九十五年」(内部統計資料)。
- 新美達也(2006)「ベトナムの人的資源——労働力輸出の現状と将来」『Vietnam

異文化コミュニケーション研究 第20号(2008年)

Today』7月号、54–55頁。

読売新聞(2007)「フィリピン人向け介護ヘルパー講座——人手不足で」(4月13日)。

李 謙嶽(1943)「媳婦仔と養女——嫡媒制の変遷並にその功罪 12」『民俗台湾』30号、16–17頁。

Okushima, Mika (2007). “Structural problems and recent trends regarding the Technical Internship Program (*Ginokenshuseido*) in Japan: The case of the Indonesian trainees.” (Present paper of the George Mason University-ILCAA Tokyo University of Foreign Studies-IARU University of Tokyo Joint Workshop, “Tokyo Workshop: Migration Policy and Human Security,” 9 June, University of Tokyo).

Wang, Hong-zen (2007). “Hidden spaces of resistance of the subordinated: Case studies from Vietnamese female migrant partners in Taiwan.” *IMR* 41-3: 702–727.

Watson, Rubie (1991). “Wives, concubines, and maids: Servitude and kinship in the Hong Kong region, 1900–1940.” IN: Watson, Rubie and Patricia B. Ebrey (Eds.) *Marriage and Inequality in Chinese Society*. University of California Press.

Wolf, A. P., and Chieh Shen Huang (1980). *Marriage and Adoption in China 1845–1945*. California; Stanford University Press.

Wong, Tze Ken, Danny (2004). *Historical Sabah: Community and Society*. Kota Kinabalu; Natural History Publications.